

計画の名称	いすみ市津波に強いまちづくり (防災・安全) (案)		
計画の期間	令和4年度～令和7年度	交付対象	いすみ市

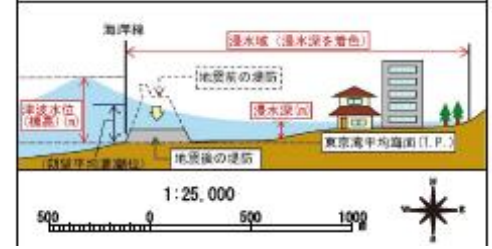
千葉県津波浸水想定図

いすみ市

図面番号： 38 / 57



- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 津波浸水想定は、人命を守るという考えの下、津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深等は津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 海抜ゼロメートル地帯等の地盤高さが低い地域では、地震により河川堤防が25%の高さとなった場合、津波の来襲に先行して河川水により浸水することも考えられます。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により修正の可能性がります。



避難困難者89名。

津波避難タワーの建設
避難困難者の避難先として、令和4年度～令和5年度で津波避難タワーを整備(予定)し、避難困難者0を目標とする。

避難路の整備
津波発生時の避難方法は徒歩を原則としても、避難場所までの距離や災害時要援護者の避難等やむを得ず自動車で避難することも考えられ、幅員が狭いこと等により渋滞発生で避難が遅れることのないよう避難路の整備を令和4年度～令和7年度において行う。

津波避難タワー整備により、避難困難者89名の解消を図るとともに、津波浸水想定区域内の住民が、迅速に避難ができるよう、避難路の整備を行う。(令和7年度目標)

